

懲戒委員会規則

平成9年3月13日制定
平成25年1月29日改正
平成25年5月14日改正

(総則)

第1条 この規則は、懲戒規則第4条に基づき、懲戒委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務その他の必要な事項を定める。

2 この規則の改廃は、理事会の決議による。

(組織)

第2条 委員会は、本会の会員5名からなる委員をもって組織する。

2 委員のうち1名を委員長とする。

3 委員長は、委員会を掌理し、委員会を代表する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任は連続3期までとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。また、理事会が特に認めた場合、連続3期を超えて再任できる。

3 前2項の規定にかかわらず、委員の任期が満了する時に審議継続中の事案がある場合には、当該事案の審議が終了する時まで、委員の任期を延長することができる。

(議事)

第4条 委員長は、本会の会員に対する懲戒請求を受理したとき及び不服審査会から再審査請求があったときは、速やかに委員会を開かなければならない。

2 委員会は、総委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の決議は、総委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(職務)

第5条 委員会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 本会の会員に対する懲戒請求の受理
- (2) 懲戒請求を受けた事案の審議及び裁決
- (3) 再審査請求を受けた事案の再審議及び裁決の維持又は修正
- (4) 他の規則において委員会の職務として規定された事項
- (5) その他理事会において委員会の職務として決議された事項

(事実関係の調査及び懲戒請求の審議)

第6条 委員会は、懲戒請求を受けた事案について、事実関係を十分に調査した上で、公正な審議を行わなければならない。

2 委員会は、必要と判断したときは、本会の会員その他を構成員とする調査部会を編成し、事実関係の調査を依頼することができる。

(裁決)

第7条 委員会は、懲戒の請求に対して次のいずれかを決定しなければならない。

- (1) 懲戒請求の棄却

(2) 定款第9条第2項に定める懲戒

(再審査請求の審議)

第8条 委員会は、不服審査会から再審査の請求があったときは、必要に応じて調査部に再調査を依頼した上で、当該事案を再審議し、裁決の維持又は修正をしなければならない。

(調査権)

第9条 委員会及び調査部会は、調査に必要があると認めたときは、当該事案に関係する本会の会員（以下、被審査会員も含めて「関係会員」という。）に対し事情を聴取し若しくは回答を求め、又は関係資料の提出を求めることができる。

(説明の機会の供与)

第10条 委員会及び調査部会は、当該事案の調査に当たって関係会員に十分な説明と弁明の機会を与えなければならない。

2 前項において、関係会員は、あらかじめ委員会に届け出た後見人とともに、調査を受けることができる。

(通知)

第11条 委員長は、当該事案に関する裁決を、書面により、理事会、被審査会員及び懲戒請求者に対して速やかに通知しなければならない。

(利害関係)

第12条 懲戒請求のあった特定の事項と利害関係のある委員は、その事項に関する審議に関与してはならない。

(守秘義務)

第13条 委員及び調査部会の構成員は、職務に関し知り得た秘密を正当な理由がなく他に漏らし、又は窃用してはならない。委員等でなくなった後も同様とする。

(出席停止)

第14条 委員会は、その決議に基づき、前条の規定に違反した委員の委員会への出席を停止することができる。この場合、委員長は、その旨及びその理由を速やかに理事長に報告しなければならない。

(議事の非公開)

第15条 委員会の議事は、これを公開しない。

2 傍聴は、これを認めない。

附則

この規則の平成25年5月14日付の改正は、平成25年6月11日から施行する。